

社会福祉法人まつ葉の会 役員報酬等規程

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人まつ葉の会の法人業務に伴う、理事、監事、評議員並びに評議員選任・解任委員（以下、役員等）に対する報酬等について定める。

第2条（業務の種類）

法人の業務は、次の各号に定めるものとする。

- ① 理事会、評議員会（並びに評議員選任・解任委員会）への出席
- ② 役員等の研修会への参加及び他の施設の視察業務
- ③ その他理事長が必要と認めた業務

第3条（報酬等）

役員等については、無報酬とする。

- 2 前条の①の業務の場合は、費用弁償として1日につき2,000円を支給できるものとする。
- 3 前条の②の業務の場合は、費用弁償として「社会福祉法人まつ葉の会給与規定 別表第10」を準用し、支給する。旅費は、原則として役員の住所地を起点として計算する。

第4条（適用除外）

施設長等、施設の職員である役員等については、本規程は適用しない。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日より施行する。